

第140号議案

市有財産の無償譲渡

次のとおり市有財産を無償で譲渡したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。

平成30年12月7日提出

新城市長 穂積亮次

1 譲渡財産

(1) 建物

所在地	構造	延床面積（平方メートル）
新城市一畝田字九五41番地3、 41番地2	鉄筋コンクリ ート造2階建	606.16

(2) 土地

所在地	地目	地積（平方メートル）
新城市一畝田字九五41番1	雑種地	89
新城市一畝田字九五41番2	宅地	1,922.69
新城市一畝田字九五41番3	宅地	1,117.05
新城市一畝田字九五41番9	宅地	78.59
新城市一畝田字九五49番	雑種地	714
新城市一畝田字九五51番2	宅地	36.82
新城市一畝田字九五52番1	宅地	391.88
新城市一畝田字九五52番2	宅地	72.78

2 譲渡の相手方

一畝田区自治会

代表者 小林勝則

理由

この案を提出するのは、本譲渡財産を地域自治の確立及び推進、社会教育活動の充実並びに福祉の増進を図るための拠点として地域の自主的な管理に委ねるため、無償

で譲渡する必要があるからである。